

「第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年2月3日（月）16時00分

都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

これより「第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。まず、現在の状況について説明いたします。

「新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応」についてです。国内外の発生状況として2月1日9時時点では25ヵ国、約12,000人の感染が確認されています。都内の発生状況について変化はありません。

国においては、2月1日ですが第4回の対策本部会議を実施、政令の施行が実施されています。

都の対応といたしまして、感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し、東京湾における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催しております。また第1便、第2便については、変更ありません。帰国邦人への対応ですが、宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済です。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣を終了しております。第3便については変更ありません。

新型コロナウイルス感染症への各局への対応ですが、この後ご発言のある局については各局からご説明願います。では資料のある福祉保健局からご説明願います。

【福祉保健局】

新型コロナウイルス感染症対策・今後の対応について、大きく5点掲げております。特に、相談体制の拡充及び医療体制の整備について図解説明をさせていただきます。都民の方が抱えている不安、要望のご相談ですが、一般的な相談については都コールセンターで相談を受けさせていただいております。ただ、発熱かつ呼吸器症状を有している、武漢市を含む湖北省への渡航歴がある等の要件に当てはまる方で、もしも自分が感染しているのでは、といった不安があった場合、帰国者・接触者電話相談センターを新たに設置したいと考えております。これは、東京都及び特別区、町田、八王子の都内すべての保健所と共同運営させていただくことといたしまして、通常の一般相談のコールセンターとは別に設定させていただくことといたします。そののち、接触者電話相談センターにおきまして、疑い例に該当する場合、センターの方から、非公表の帰国者・接触者外来を、感染症診療協力医療機関を設けまして、診察していただく形になってございます。そのうえで、再度保健所経由で遺伝子検査を行い、陽性と判明した場合は感染症指定医療機関で入院等治療にあたっていただく形になっております。また感染症入院医療機関を活用しつつ、これに加えて感染症診療協力・指定・入院医療機関ではない指定二次救急医療機関にも、入院を要する患者の受け入れを要請する体制も考えております。

これらの仕組みについては、関係機関と必要な調整の上、今週末を目途に立ち上げる予定でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、新型コロナウイルス検査体制の強化について、健康安全研究センターの新型コロナウイルス検査枠を拡大し、1日あたり現行の10件から24時間体制をとりまして、最大30件の検査が可能となります。

また、都民への情報提供の充実ですが、新設・拡充する相談体制の周知、ホームページによるタイムリーな情報提供を日々行っております。

関係機関の対応力向上ですが、医療機関、保健所の協力を頂きまして、共通認識を図るため、情報提供、共有とか、例えば診察に必要な防護服等の提供を行っていく予定でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口（コールセンター）の設置について説明いたします。これは、今実施している一般相談コールセンターでございます。開設日時は令和2年1月29日からで、相談対応件数は2月2日まで累計1,218件でございます。主な相談内容については症状・治療・予防等の一般的な健康相談、検査について、有症状の相談等でございます。

もう一点でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望の案でございます。これまでご案内のとおり、国内の発症はきわめて早期の段階です。ですので、これをできるだけ早い段階で封じ込めていくということからも、国に対して改めて水際対策を徹底していただきたいということ、また、自治体、地域の医療機関に対する検査や医療資源の提供等の要請を改めて行っていただきたいということで、資料のとおりまとめさせて頂きました。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございます。緊急要望については本部長から指導を頂きまして、最終案を現在修正中でございます。完成いたしましたら、皆様のお手元に届くように処理をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは各局の対応についてご発言のある局は挙手をお願いいたします。それでは生活文化局お願いいたします。

【生活文化局】

生活文化局では、これまでも都の公式ホームページやツイッター、フェイスブック等で新型コロナウイルスに関連する正しい知識や感染予防等に関する情報を発信しております。1月31日からは、スマートフォンアプリの「LINE」で都政情報の発信をおこなっております。これに加え、本日から感染症に対する東京都からのお知らせ動画をSNS、東京動画で発信しております。今後はさらに、関係局と連携し、知事からの直接の呼びかけも含めまして、感染予防対策について、動画を活用した情報を積極的に発信してまいります。その際、英・中・韓の3カ国語でも発信してまいります。以上です。

【危機管理監】

他にご発言のある局はございますでしょうか。それでは技監からお願いいたします。

【都市整備局】

都市整備局では、関係各局と連携いたしまして、先週まで、冬のスムーズBiz実践期間として、テレワークやフレックスタイム制、これらを活用した時差出勤など、多様な働き方の実践を企業に呼び掛けておりました。こうした働き方は、企業の生産性の向上、あるいは災害時の事業継続につながるということでお願いしたわけでございますが、今回のような感染症の予防にも有用と考えてございます。冬のスムーズBiz実践期間終了後も今後ともスムーズBizの活用について、こうした趣旨を踏まえて、呼び掛けてまいりたいと思います。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございます。では産業労働局お願いします。

【産業労働局】

当面の対応として、旅行業者等関係団体を中心に電話による聞き取り調査、ヒアリングを実施、ホテル形態もまちまちなので、いろいろなケースもありますが、中国の方の団体旅行の中止、また日本人の旅行のキャンセルがあり、今後のキャンセル状況がどうなるのか懸念があることが分かりました。こうした意見を受けまして、今後、ホテル、旅館組合だけでなく東京商工会議所や商工会連合会等、関係団体にも緊急調査を実施いたしまして、必要な対策を構築する予定としております。

なお、1月30日に、産業労働局金融部と中小企業振興公社に特別相談窓口を設置、融資などの各種相談にあたっています。相談件数は8件と今のところ少ないですが、中国関係のご商売をしている方から、融資の相談があると伺っています。以上です。

【知事】

週末を跨ぎましたけれども、現場の皆さんは関係なく対応に当たっていただいていることと思います。大変ご苦労様でございます。

さて、新型コロナウイルス関連肺炎の患者数ですが、中国以外に日本を含む24か国に拡散しており、2月1日の9時時点で、その数は約12,000名となっております。

我が国でも患者数が増加していくなかで、国において、2月1日には指定感染症に指定された、そして午前0時から中国湖北省に滞在歴のある外国人等に厳格な入国審査を始めるなど、水際対策の徹底が行われているところです。

都におきましても、福祉保健局においてこれまで都民向けのコールセンターを設置して、先ほども 1,218 件とございましたけれども、さらに国内における感染の拡大を食い止める、そのために、まず「帰国者・接触者電話相談センター」、これを設置した、それから都内の医療機関の協力を得て、「帰国者・接触者外来」を開設して、また、検査体制の強化等にも取り組み、相談から医療・検査体制に万全を期していきたいと思えます。

それから、時期でありますけれども、関係機関とも調整の上で、迅速に準備を始めていただいて、今週末を目途にしてスタートさせていただきたい。その間は、既に開設したコールセンターと、そして保健所における相談等で対応をしたいと考えています。

それから、この機に、国に対しては水際対策の徹底等、各自治体を実施する感染拡大防止対策の強化も含めてですね、合計で 8 項目の要望を出す、ということでございます。

そのなかで 4 つ挙げますと、まず①患者との濃厚接触者等で症状がない方へのウイルス保有検査の実施、そして②検疫法上の隔離・停留が可能な措置、③PCR 検査体制の強化、④迅速診断キットやワクチンの早期開発等について、専門家の意見も聞いた上で、正式に国に要望をして参ります。

それから、各局報告をいただきましたが、それぞれ引き続いて事態の推移にあわせて、適切な対応を取られるようお願いをいたします。

また、都といたしましても体制の強化のために、本対策本部に統括副本部長の設置をいたします。多羅尾副知事には総合調整担当として、そして梶原副知事には医療保健担当として、統括副本部長の設置をいたします。いずれにせよ、全庁一丸となってこの事態に取り組んでいきたいと思っております。重ねてよろしく願いいたします。

それから、今後でありますけれども、今週中には未だ残されている中国武漢周辺滞在の在留邦人の帰国も想定をされております。また、医療面からの支援など、都としてあらかじめ万全の対応をできるだけ準備をしておいていただきたいと思います。

それから、帰国者で潜伏期間が2週間を経過して、他の人に対して感染させる恐れがなくなった方で、国からの要請がある場合は、当面住居の対応が必要になってきた方に対して、都として支援をしていく用意をしておいていただきたいと思います。

いくつも課題がありますけれども、一つひとつ真摯に当たっていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局、各機関とも本部長のご発言内容の徹底をお願いします。

以上で、「第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。